

飛島地区し尿収集運搬及び中継業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、飛島地区の各世帯・施設からのし尿収集と、中継槽までの運搬及び中継槽から廃棄物運搬船までの運搬業務を行うことを目的とする。

2. 総括事項

この仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあっても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

3. 一般事項

(1) 業務委託名 飛島地区し尿収集運搬及び中継業務委託

(2) 委託場所 飛島地内

(3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 業務内容

- ① 飛島地区の各世帯・施設からのし尿収集の申込受付及び納付書の交付
- ② し尿の収集、中継槽までの運搬及び中継槽から廃棄物運搬船までの中継業務
- ③ 中継業務は廃棄物運搬船着岸に合わせて作業に着手し、中継槽にし尿が残らないようにする。

(5) し尿収集日及び中継日

- ① 定期収集は委託期間中36日とする。
- ② 中継業務は委託期間中一般廃棄物運搬船が曳航する9日とする。ただし、波高の状況により曳航日が変更になる場合もある。

(6) 収集時間

指定した日の午前8時30分から12時00分、午後1時00分から5時00分までの間で申込世帯・施設を速やかに収集する。

(7) 収集運搬車両

- ① 酒田市所有の収集車両を使用する。
- ② 委託者は運行に要する燃料、消耗品を負担する。
- ③ 受託者は車両の点検、車庫、その他備品の管理を行う。
- ④ 車検等修繕費及び車検時の輸送費は委託者が負担する。
- ⑤ 収集車両の故障、事故等があった場合は速やかに報告する。

(8) 作業員

作業員は原則として2名以上とし、業務に支障をきたすことのないよう予備者を確保すること。

(9) 受付

電話等による申し込みに対しては適切に対応すること。

(10) 収集手数料及び納付書

- ① 収集カードにより対象世帯を把握し、収集時に記入し管理する。
- ② 収集が終わった世帯・施設に対して、住所、氏名、手数料の金額を記入した納付書（2部）を交付し、1部を（収集した件数分をまとめて）環境衛生課に送付する。
- ③ 受託者は収集手数料を一切受け取ってはならない。

(11) 安全対策

業務中は、労働基準法、労働安全衛生規則等全ての条項を遵守し、事故が生じないように作業を行う。

(12) 報告

収集運搬業務日誌を完備し、手数料原符とともに月ごとに遅滞なく報告する。

4. 業務の報告・検査

月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して収集運搬業務日誌を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

5. 委託料の支払い

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。委託料は月ごと均等払いとし、端数が出た場合は最初の月で調整するものとする。委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。

6. その他

- (1) 委託された業務及びその管理に必要な費用は、受託者の負担とする。
- (2) 特別な収集業務や災害発生時の業務については、別に指示する場合がある。
- (3) 一般廃棄物運搬船曳航会社との連絡を密にし、曳航日や曳航時間を調整のうえ作業に当たること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。